# 埼玉県公共建設工事過積載防止対策実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県が建設工事発注者として県公共建設工事現場から過積載の ダンプカー等を排除し、土砂等の輸送に関する秩序を確立し、もって道路交通の安全 に寄与するため、建設工事受注者(以下「工事受注者」という。)に対して行う適正 かつ公平な指導及び措置に関し必要な事項を定める。

## (推進方法)

第2条 県は、この要綱を実施するに当たっては、埼玉県過積載防止対策推進会議(以下「会議」という。)が行う過積載防止対策の一環として、関係機関・団体との緊密な連携のもとに、統一的かつ一体的な運用を図るものとする。

## (工事受注者の責任)

第3条 工事受注者は、工事現場に係わる過積載防止のための必要な管理を行うととも に、下請業者等が過積載を行わないように周知徹底するものとする。

#### (発注機関の指導)

第4条 工事発注機関の長(以下「課所長」という。)は、所管する建設工事に係る過 積載を防止するため、別に定める要領に基づき工事受注者の指導、啓発に努めるもの とする。

#### (課所長の措置)

- 第5条 課所長は、当該建設工事に関して過積載が行われていると認めたときはそのつ ど当該工事受注者に対し、改善の指導を行いその結果を文書により提出させるなど必 要な措置を行うものとする。
- 2 課所長は、県過積載防止対策推進会議会長(以下「会長」という。)から警察本部 等による過積載に関する通報を受けたときは、その事実関係を確認し、当該工事に関 して過積載が行われたと認めたときは、前項と同様の措置を講じるものとする。
- 3 課所長は、第1項及び、第2項に基づく措置結果を会長へすみやかに報告するもの とする。

(表彰)

- 第6条 課所長は、工事受注者が過積載防止に関して優れた対策を講じるなど、他の模 範と認めたときは会長に報告するものとする。
- 2 会長は、前項の報告を受けたときは会議に諮り、県交通安全対策協議会会長が行う 表彰の候補者として、交通安全対策協議会へ推薦するものとする。

(定めのない事項等)

第7条 この要綱に定めのない事項、又はこの要綱に関し疑義が生じたときは、会議で 協議するものとする。

附則

この要綱は、平成6年5月10日から施行する。 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。